

男女平等推進プランに対する市民意見等の結果等について

意見募集期間：平成19年11月15日～30日

資料の配置・閲覧場所：市役所情報公開コーナー、伏木・戸出・中田支所、
地域振興課（福岡総合行政センター2F）、男女平等推進センター

市民意見等：市民委員6人(内、感想2人)、庁内連絡会議1件 計22件(感想2件)

意見に対する考え方：○-修正 -趣旨内包 ×修正なし

1 基本計画・事業計画に対する意見

No.	頁番号	対象文等	意見等の概要	意見に対する考え方	反映結果等
1	基本計画に対する追加意見 第1章 20P 図表21の凡例	棒グラフの凡例（説明）	「全体」という凡例が抜けている。	字句を追加する。	○
2	基本計画の修正意見に対する意見 基本目標 31P 18行目・ 32P 下10行目	「ファミリー・サポート・センター」の字句	「ファミリー・サポートセンター」と元のとおり続けてよいのではないか？ 全体を続けても良いくらいである。	変更なし。 市の総合計画、次世代育成支援行動計画及び事業者である地域女性ネットの表示が、「ファミリー・サポート・センター」としており、表現の統一・整合を図るため。	×
3	基本計画に対する追加意見 基本目標 32P 16行目	「市では、「高岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人もない人も共に生活し活動できるノーマライゼーションの理念に基づいた福祉施策を推進してきています。」	一文中に <u>基づく</u> という言葉が重なっている。	次のとおり修正する。 「市では、「高岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、障害のある人もない人も共に生活し活動できるノーマライゼーションの理念の <u>もとに</u> 、福祉施策を推進してきています。」	○

4	基本計画に対する追加意見 基本目標 44P 下2行目	・ プランの進捗状況について、毎年調査を実施し、年次報告により市民等に公表し、問題点等を明確にして解決を図りながら、目標達成に努めていきます。	プランの進捗状況を公表して目標達成に努めるだけでなく、理念等を広く発信し、 <u>プランを推進していく姿勢</u> の記載があった方がよい。	次のとおり修正する。 ・ <u>プランの推進を図るため、機会を捉え、市内外に市の姿勢を発信するとともに、</u> プランの進捗状況について、毎年調査を実施し、年次報告により市民等に公表し、問題点等を明確にして解決を図りながら、目標達成に努めていきます。	○
5	事業計画に対する意見 基本目標 46P 具体的施策№5	5 市一般行政職の副主幹職以上職員(係長相当職以上)の登用について、性別にかかわらず、職員個々の能力や意欲等により行う。 副主幹職以上職員及び校長、教頭等(管理監督教職員)の女性登用率について、継続して調査・把握に努める。	「性別にかかわらず」ではなく、 <u>女性の積極的登用を盛り込む。</u> 「女性の登用率の調査・把握」に留まらず、調査の結果明らかになった(把握した)現状に対して、 <u>対策を講じるまでを含める。</u>	変更なし。 この施策に関する基本計画においては、「市職員について、研修等能力開発や職務分担は、性別にとらわれず個人の能力、意欲、適性等に基づき男女均等に行い、活用を図っていく」と対策を講じるとともに、「登用については、個人の能力、意欲、適性等に十分配慮し、男女平等に行っていく」として、性別を前面に出していないため。	
6	事業計画に対する意見 基本目標 46P 具体的施策№7	7 自治会・PTA・地区社会福祉協議等の団体の方針決定の場合への女性の参画について、 <u>理解や周知を図っていく。</u>	理解や周知を図るための <u>具体策(出前講座実施等)</u> を記す。	変更なし。 この施策は、各課がそれぞれ、いろいろな機会を捉えて理解や周知を図っていくことを表しているため。また、出前講座については、具体的施策№79において掲げているため。	
7	事業計画に対する意見 基本目標 47P 具体的施策№8	8 福祉活動員・高齢福祉推進員・健康づくり推進員・ヘルスポランティア・生涯スポーツ指導員・体育指導委員・富山県男女共同参画推進員等団体活動が、 <u>男女の共同参画の視点</u> で取り組まれるよう、研修機会等を通じて、理解や周知を図っていく。	<u>男女平等・共同参画の視点</u> で・・・(他の項目も同様)	変更なし。 この施策は、特に男女があらゆる活動に共に参画していくことに取り組む趣旨であるため。 なお、この施策に関する基本計画の基本目標は、男女平等・共同参画の視点・気運の醸成に努め、あらゆる分野へ市民の参画を促進する等としている。	

8	事業計画に対する意見 基本目標 47P 具体的施策№9	「9 職場、家庭、地域活動等の様々な場において、性別の偏りに起因する慣行・慣習について、意識しきつ見直していく視点の大切さを、男女平等推進センター等の情報誌や講座で啓発する。」	市では、企業における女性活用の取組の動きや市内への雇用の場の進出、また、大学、伝統産業、デザイン、観光等多くの分野へ、女性の参画を進めるまちづくりが行われており、そのことについて記載があった方がよい。	次のとおり修正する。 「職場、家庭、地域活動、 教育等の様々な場において、女性がいきいきと参画と活躍ができるまちづくりに積極的に取り組む。 性別の偏りに起因する慣行・慣習について、意識しきつ見直していく視点の大切さを、男女平等推進センター等の情報誌や講座で啓発する。」	○
9	事業計画に対する意見 基本目標 47P 具体的施策№10	10 実施事業に、男女平等・共同参画*を妨げる状況がないかについて、常に検討・配慮を行う。 市の広報紙・情報誌、パンフレット・リーフレット及びインターネットのホームページ等における表現が、人権の軽視や性別による役割分担意識*につながるものがないよう、留意する	検討・配慮、または留意する機能を明記する。また、問題があった場合には改善することをその主体とともに明記する。	変更なし。 担当課欄に記載のとおり、庁内連絡会議幹事課等全課が責任を持って行うため。 また、刊行物についても同様であるが、特に広報統計課、男女平等・共同参画課が全体のチェックを担い、留意する」の表現は「改善の指摘」を含んだものであるため。	
10	事業計画に対する意見 基本目標 47P 具体的施策№13	13 幼稚園・学校教育の場において、児童の個に応じた、一人ひとりの適性を生かす指導を行う。	一人ひとりの適性を生かす指導を行う」前提に、 <u>男女平等があることを明記する。</u>	変更なし。 男女平等の理念は、この施策に関する基本計画の基本目標で、男女平等・共同参画の視点・気運の醸成に努め、あらゆる分野へ市民の参画を促進する等としているため。	
11	事業計画に対する意見 基本目標 47P 具体的施策№14	14 小・中・特別支援学校で、「ものづくり・デザイン科」の授業を実施し、市の優れた伝統工芸や産業について、体験学習を行う。	「体験学習を行う」ことが、固定的な性別役割分担等による慣行等の解消に繋がるかは疑問。	変更なし。 授業は、学校教育という枠組みだけでなく、伝統文化・技術の継承や人材育成、ものづくりのまち高岡の市民としての意識醸成を図り、地場産業の活性化を目指すという多くの目的を持っており、性別にとらわれない職業観を養う等の男女共同参画の意識を形成する機会につながるとして捉えているため。	

12	事業計画に対する意見 基本目標 47P 具体的施策№15	15 幼稚園・小・中・特別支援学校の教諭の男女平等・共同参画意識の向上を図る研修や学習会への参加に配慮する。	男女平等・共同参画意識の向上を図る研修や学習会に配慮するではなく、 <u>必修とする</u> 。	変更なし。 あらゆる参加機会等を捉え、幅広く職員の資質向上を図っていくという趣旨であるため。	
13	事業計画に対する意見 基本目標 48P 具体的施策№17	17 男女平等・共同参画の推進のために、高岡女性の会連絡会やEネット（男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク）等のグループや市民が自主的に企画・実施する事業に対して支援するとともに、芸術・文化・スポーツ及び伝統産業の振興や育成に携わる団体等が実施する事業に対し支援する。 また、地域で活躍する女性リーダー育成の研修を行う。	支援団体に「地域女性ネット高岡」もある。 <u>記載の仕方について検討を</u> 。	次のとおり修正する。 「17 男女平等・共同参画の推進のために、 <u>地域女性ネット高岡</u> 、高岡女性の会連絡会、Eネット（男女平等推進センター登録活動団体ネットワーク）等のグループや市民が自主的に企画・実施する事業に対して支援するとともに、芸術・文化・スポーツ及び伝統産業の振興や育成に携わる団体等が実施する事業に対し支援する。また、地域で活躍する女性リーダー育成の研修を行う。」	○
14	事業計画に対する意見 基本目標 48P 具体的施策№19	19 行政と市民・事業者等が、防災・災害復興・観光・環境保全等の様々な分野における協働のまちづくりを進める。新たな市民の参画の促進と <u>女性の視点や感性等を活かした地域課題の発見・解決に努める</u> 。	女性の視点や感性等を活かすための <u>具体策を記す</u> 。	変更なし。 個別の具体的事業は、各部署において取り組んでいくものとして、事業計画には羅列をしていないため。 （個別の具体的事業としては、たとえば、消防団活性化対策、富山県男女共同参画推進員の活動等がある。）	
15	事業計画に対する意見 49P 具体的施策№28	28 ひとり親家庭の母子への住居の提供や自立のための生活資金貸付等を行う。また、ひとり親家庭の親等に対し、医療費の一部助成や就労支援を行うとともに児童扶養手当、遺児愛育手当を支給する。	父子家庭にも自立支援は必要でないかと感じる。	変更なし。 法律では、住居と生活資金貸付支援については母子に対して行うこととしており、当面、法律に基づき行っていくため。 なお、父子家庭に対しては、医療費の一部助成や就労支援措置や相談支援を今後も続けていく。また、県のひとり親サポート事業等の子育て・生活支援制度についても紹介していきたい。	

16	事業計画に対する意見 基本目標 55P 具体的施策№73	73 男女平等推進センター等において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念や男女の性に関する図書等の整備の充実を図る。	図書等の整備の充実だけではなく、周知するための講座を開講することなどを盛り込む。	変更なし。 周知のための講座については、具体的施策№77の社会の変化や市民ニーズ等を把握した男女平等推進センターにおける男女平等・共同参画にかかる講座の中で位置づけているため。 なお、リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、妊娠・出産、性感染症、HIV/エイズ、性暴力、不妊、人工授精、代理出産、買売春、中絶など様々な問題を幅広く含んでおり、それぞれ所管の担当課において正しい知識の普及を図るための講座や生命を尊重する態度・行動などの発達段階に応じた性教育等を実施する。
17	事業計画に対する意見 基本目標 57P 具体的施策№77	77 男女平等推進センターにおいて、社会の変化や市民ニーズ等を把握した男女平等・共同参画にかかる講座開催や情報誌の制作、図書類の整備など、的確な情報発信・提供に努める。 男女平等推進センターの事業等に、男女平等・共同参画を推進するグループや市民の能力の活用を得ていく。	「グループや市民団体と協働する。」とする。	変更なし。 男女平等推進センター事業は当然に全てが協働事業ではないことから、協働にふさわしい事業について、市民や団体の得意分野での能力の活用を得ていくという趣旨であるため。 なお、協働については、特に基本計画変の重点課題3「地域活動の場での協働や男女平等・共同参画」の中で推進の現状と課題において、これまで以上に進めていくことが重要であるとしている。

2 全体に対する意見又はその他感想等

18	・男女平等・共同参画推進状況について、数値だけでその実態を把握するのは困難だと思う。早急に推進実態を示す「評価」方法を研究し、各事業について統一して評価する。	・28の目標を指標として掲げているほか、推進状況の市民への公表、市男女平等推進市民委員会における審議、必要に応じたアンケート調査の実施等で評価しながら取り組んでいくこととしている。他の評価方法についても研究を要する。
19	・「・・・努める」「・・・図る」という表現が多いが、 <u>もう一步踏み込んだ具体策を盛り込むことを望む。</u> また、「全庁的に取り組む」ためにも、外部講師も招へいする等、 <u>庁内研修をより一層充実することが望まれる。</u>	・個別の具体的事業は、各部署において取り組んでいくものとして、事業計画には羅列をしていない。 ・全庁的な取組としては、市職員研修や市男女平等推進庁内連絡会議(幹事会・主任会議)による連携、各課での資質向上のための研修参加などいろいろな形で取り組むこととしている。

20	・協働事業としているものについては、「<u>協働のル - ル</u>」に照らして見直す。	・個別の具体的協働事業を各部署において実施していくに当たっては、当然H18.12月に策定した「市民と行政の協働のルール」に基づき行われるものである。
21	・家庭における女性の役割と男性の役割 子育て・家事・共有する環境と仕組みづくり、解決すべきは意識の問題。 ・企業における女性の役割 職場業務の円滑なつなぎ役、女性ならではの気配り、笑顔、ことば ・女性の活躍支援 2名の女性主任を選任した結果、意欲的に業務遂行にあたっている。資格取得へのサポート、費用と時間の配慮 ・今後は、職場における女性の活用は企業存続の要となる。	
22	・細かい言葉づかいに配慮されている。日本語の表現の難しさを感じるとともにファジーさがあるかもしれない。	